

国立大学法人山口大学公益通報取扱規則

平成18年3月14日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に定めるもののほか、国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)における公益通報の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「公益通報」とは、職員等が本法人又は本法人の業務に従事する場合におけるその役員又は職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次条に定める通報窓口、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。)に通報することをいう。

2 この規則において「通報対象事実」とは、法第2条第3項に規定する事実をいう。

3 この規則において「職員」とは、国立大学法人山口大学職員就業規則(平成16年規則第41号)、国立大学法人山口大学契約教育職員就業規則(平成17年規則第21号)、国立大学法人山口大学再雇用職員就業規則(平成16年規則第46号)、国立大学法人山口大学非常勤職員就業規則(平成16年規則第72号)又は国立大学法人山口大学外国人研究員就業規則(平成16年規則第75号)の適用を受ける職員をいう。

4 この規則において「職員等」とは、職員、本法人の業務に従事する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。)又は本法人が委託した業務に従事している労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第9条に規定する労働者をいう。)をいう。

5 この規則において「通報者」とは、職員等であって、公益通報をしたものをいう。

6 この規則において「被通報者」とは、通報者からその者が通報対象事実に関与する不正行為を行った、行っている、又は行おうとしているとして公益通報をされた職員をいう。

(通報窓口及び相談窓口)

第3条 本法人に、公益通報の受付に関する業務(以下「受付業務」という。)を担当する通報窓口及び公益通報を処理する仕組みについての質問その他の相談に関する業務(以下「相談業務」という。)を担当する相談窓口を置き、第6条第1項に定める通報処理責任者が指定する総務部総務課の職員(以下「窓口担当者」という。)をもって充てる。

(窓口利用の方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会の方法によって行うものとする。

(通報目的の誠実性)

第5条 職員は、虚偽の公益通報、他人を誹謗中傷する公益通報その他の不正の目的の公益通報（以下「不正通報」という。）を行ってはならない。

(通報処理責任者)

第6条 本法人に通報処理責任者を置き、企画広報担当副学長をもって充てる。

2 通報処理責任者は、公益通報に関する調査（以下「通報調査」という。）その他の必要と認める公益通報の処理（以下「通報処理」という。）を総理する。

(顧問弁護士への相談)

第7条 通報処理責任者又は窓口担当者は、前条第2項の通報処理を行い、又は第3条の受付業務及び相談業務を行うに当たり、必要があると認めるときは、本法人の顧問弁護士に相談することができる。

(調査チーム)

第8条 通報処理責任者は、通報調査を実施するため、調査チームを編成することができる。

2 前項の調査チームに関し必要な事項は、通報処理責任者が別に定める。

(利益相反関係の排除等)

第9条 通報処理責任者は、被通報者を当該被通報者に係る通報処理に関与させてはならない。

2 通報処理責任者は、通報処理に当たり、公平性、中立性及び専門性の確保に努めなければならない。

(協力義務)

第10条 職員は、正当な理由がある場合を除き、通報調査に協力しなければならない。

(通報処理従事者の責務)

第11条 通報処理責任者、窓口担当者、調査チームの一員、第18条に定める公益通報に係る事務を処理する者その他の通報処理に従事する者は、通報者の秘密を守るとともに、この規則に則り、当該通報者による公益通報に誠実に対応するよう努めなければならない。

2 通報処理に従事する、又は従事した者（以下「通報処理従事者」という。）は、当該通報処理において知り得た情報を共有する範囲を限定し、当該情報を口外してはならない。

(個人情報 の 保護)

第12条 通報処理責任者は、公益通報及び通報調査により得られた個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、正当な理由がある場合を除き、その開示又は提供をしてはならない。

(是正措置等)

第13条 通報処理責任者は、通報調査の結果、通報対象事実に該当する不正行為が明らかになったときは、学長に当該不正行為の是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)を講じよう意見を提出しなければならない。

2 学長は、通報処理責任者から前項の意見の提出があったときは、速やかに是正措置等を講じるとともに、その内容を通報処理責任者に通知しなければならない。

(通知及び公表)

第14条 通報処理責任者は、通報者が公益通報をした日から20日以内に、当該公益通報の内容を検討し、当該通報者に対し、通報調査の実施その他の今後の対応について通知をしなければならない。

2 通報処理責任者は、通報調査を実施したときは、被通報者及び当該通報調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、当該通報調査の進捗状況を適宜並びに当該通報調査の結果及び是正措置等が講じられたときはその内容を遅滞なく通知しなければならない。

3 通報処理責任者は、通報対象事実及び是正措置等に関し必要と認める事項を、適宜公表するものとする。

4 前3項の通知及び公表に関し必要な事項は、通報処理責任者が別に定める。

(通報者等の保護)

第15条 本法人は、職員等が公益通報(不正通報を除く。)又は相談窓口への相談(以下「通報等」という。)をしたことを理由として、当該職員等に対し、解雇その他不利益な取扱い(事実上の行為を含む。以下「不利益取扱い」という。)を行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、本法人は、通報等をした職員等(以下「通報者等」という。)の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第16条 本法人は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行ったときは、当該者に対し、国立大学法人山口大学職員の懲戒等に関する規則(平成16年規則第56号)に定める手続きを経た上、懲戒処分、訓告又は厳重注意を行うものとする。

(1) 通報者(職員に限る。) 第5条の不正通報をする行為

(2) 通報処理従事者(職員に限る。) 第11条第2項の責務を怠る行為

(3) 使用者(職員であって、労基法第10条に規定する使用者に該当するものをいう。) その指揮命令下にある通報者等に対し前条第1項の不利益取扱いをする行為

(実効性の確保)

第17条 通報処理責任者は、是正措置等が十分に機能していることを定期的に又は随時に確認し、必要があると認めるときは、学長に新たな是正措置等を講じるよう意見を提出しなければならない。

2 学長は、通報処理責任者から前項の意見の提出があったときは、新たな是正措置等を講じるよう努めなければならない。

3 本法人は、通報処理が終了した後、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益取扱い(当該通報者等の職場環境の悪化を含む。)が行われていないかを適宜確認し、必要があると認めるときは、当該通報者等を保護するための措置を講じなければならない。

(事務)

第18条 公益通報に係る事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、公益通報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行し、この規則施行後にされた公益通報について適用する。